

八重瀬町ふれあい農園管理運用について

1. 管理内容

- ア. ふれあい農園は、おおむね15坪ごとに区画して町民に利用させるものとする。
- イ. 栽培できる作目の範囲は、野菜、花等とし、利用期間内に収穫できる作目に限定する。

2. 利用者の資格

利用者となるには、次の各号に掲げる条件を備える者でなければならない

- (1) 町内に現に住所を有すること。
- (2) 現に世帯を形成し、生計を営んでいること。
- (3) 農業又は園芸関係の職業に従事していないこと。
- (4) その他町長が認める者。

3. 利用の受付

ふれあい農園を利用しようとするもの（**1世帯につき1人に限る。**）は、募集期間内に、ふれあい農園利用申込書及び利用許可申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。

4. 契約の締結

- ア. ふれあい農園利用申込書を受理したときは、審査のうえ利用者を決定し、ふれあい農園利用契約書により契約を締結する。
- イ. ふれあい農園利用申込書を提出したものが、区画の数をこえる場合には、抽選により利用者を決定するものとする。
- ウ. 町長は、抽選の際、補欠利用者若干名の順位を定めて決定しなければならない。
- エ. 利用者が利用許可の取消を申し出たとき、もしくは利用を取り消されたときは、町長は補欠利用者の中から、あらかじめ定められた順位に従って補充するものとする。

5. 利用期間

- ア. 利用者が農園を利用できる期間は4月1日から翌年3月31日までとし、補欠利用者から補充された利用者の利用期間は、前利用者の残りの期間とする。
- イ. 利用者は、利用期間終了までに農園を整理し、担当者の検査を受けたのち返還するものとする。
- ウ. 利用期間は1年間とし、八重瀬町とふれあい農園地権者との借地契約の範囲内において更新することができる。

6. 利用時間

利用者が利用できる時間は、毎日、日の出から日没までとする。

7. 行為の禁止

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ふれあい農園に工作物を設置し、又は撤去すること。
- (2) 農園を営利の目的に使用すること。
- (3) 農園を第三者に利用させること。
- (4) その他、農園の設置目的に違反すること。

8. 損害賠償

利用者が自己の責に帰すべき事由によって、農園施設等をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

9. 損失補償

町長は、農園の栽培作物及び利用者の事故等による損失については、補償しないものとする。

10. 権利の発生

利用者は、農園の利用に当たり、地上権、耕作権その他の権利は一切発生しないものとする。

11. 土地の一時賃貸借料

利用者は、土地の一時賃貸借料として年額坪当たり300円と年間共益費2,000円を町長の指定する日までに納付しなければならない。但し中途利用者及び補欠利用者の土地一時賃貸借料は月割で計算した額とする。